

御堂筋における道路協力団体募集要項

1 道路協力団体制度の概要

大阪市では、平成 31 年 3 月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していくことを目的に、道路協力団体制度を導入しました。

道路協力団体制度とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、これらの団体を道路協力団体として指定し、道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組みを促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

道路協力団体の指定は、道路協力団体になろうとする者が、この募集要項に従い道路管理者に対して行う申請により行われ、4 に掲げる申請資格を満たし、3（1）に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるか審査の上、指定を行います。

なお、道路協力団体としての活動を促進するために、道路協力団体が 3（1）に掲げる業務として行う行為に係る道路に関する工事若しくは道路の維持又は道路の占用を、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、道路管理者の承認又は許可があったものとみなすこととする特例を設けています。（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（以下「法」という。）第 48 条の 27）

2 募集対象区間

募集対象区間は、大阪市建設局が管理する以下の区間とします。

- ・ 国道 25 号（御堂筋）

中央区北浜 3 丁目（淀屋橋交差点）から中央区難波 5 丁目（難波西口交差点）まで

なお、募集対象区間において、本市の工事等が発生する場合は、道路協力団体としての活動ができないことがある。

3 業務内容、業務を行う道路の区間及び指定する期間

（1）業務内容

道路協力団体は、2 に掲げる募集対象区間について、次に掲げる業務のうち①を含む 1 つ以上を行うものとします。

道路協力団体制度は、業務から利益を得ることが可能な制度ですが、その収益は道路の管理に還元していただくことを基本とするものでありますので、下記②の業務を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う下記の業務を実施することが必要となります。

また、今回の募集においては特に、活動を行おうとする区間で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動（法第 48 条の 24 各号に掲げる業務と同様の活動）を行っている実績があり、今後さらにその活動を充実させるため下記②の業務により道路空間を活用して収益を得る活動を行い、両者を有機的に連携させ、道路空間の快適性の向上等に協力いただく法人等を募集します。

① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記に掲げるものの設置又は管理を行うこと。

- i) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
- ii) トンネルの上又は高架の道路の路面下の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- iii) 道路の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のものを駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（ii）に掲げる施設に設けるものを除く）
- iv) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- v) 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- vi) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- vii) 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

[注] 上記の ii) から vii) までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあたり法第 48 条の 27 の規定による特例を受けようとする場合には、①に掲げる業務（道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。）を行うことが必要です。

- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 業務を行う道路の区間

申請に当たっては、2に掲げる募集対象区間のうち業務を行おうとする区間（以下「業務実施申請区間」という。）及び行おうとする業務内容を、申請書に記載して下さい。

その際、道路占用等の特例（法第 48 条の 27）の適用を見込む（1）②の業務を行う区間では（1）①の業務を行うことが必要です。また、業務実施申請区間を含め広範囲にわたり業務を実施する場合には、全体の取組内容が分かる資料を添付することができます。

その他、業務実施申請区間には、下記の要件があります。

- ・業務実施申請区間は、その全てが 5（1）②の活動実績報告書に記載する 8（2）① i）に係る活動実績の区間と重複していること。
- ・業務実施申請区間が、申請する法人等が所有又は占有する土地に面する区間のみでないこと。

(3) 指定する期間

道路協力団体に指定する場合、その期間は、5年間を上限とします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 18 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必

要です。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 活動実績報告書及び活動実施計画書が宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

(1) 道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、「道路協力団体指定申請書」（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

また、下記①、②、④、⑤、⑥について（添付①）を添付するほか、記載内容を説明・証明する書類を添付してください。

なお、申請書類提出後に、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 直近おおむね5年間の活動実績報告書（様式－報告）
- ③ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（添付②及び様式－計画）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対象団体である場合に限る。）
- ⑥ 4に掲げる⑤の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ 4に掲げる⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを誓約できる書類（添付③）
- ⑧ 業務実施申請期間において活動を行っている地域活動協議会又は連合振興町会長などの同意が確認できる書類（様式－同意書）

(2) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却しません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、審査以外の目的には使用しません。
- ④ 申請書類とは別に、申請を行う法人等の名称、所在地及び担当者の連絡先（所属、役職、氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス））を記載した書類を同封してください。（様式自由）

6 質問・提出方法

(1) 質問受付期間

令和2年6月11日（木）午前9時から令和2年7月1日（水）午後5時30分まで

(2) 提出方法

- ① 郵送の場合 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階
大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）あて
- ② ファックスの場合 06-6615-6575
- ③ 電子メールの場合 la0198@city.osaka.lg.jp

書式は自由ですが、提出者の住所、氏名（法人その他の団体にあたっては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（メールアドレス又はファックス番号）を必ず記載してください。電話等による口頭での質問及び回答はいたしません。

なお、郵送の場合は質問受付期間内必着とします。

(3) 質問回答日

令和2年7月9日（木）午前9時から、下記の本市ホームページに質問回答を掲載します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000505187.html>

ご提出いただいた質問に対する個別の回答はいたしません。また、ご提出いただいた質問に対しましては、ホームページで一括して公表し、回答することや、公表の際、質問内容を要約または一部の表現を改めさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

7 申請書類の提出

(1) 申請受付期間

令和2年7月16日（木）午前9時から令和2年7月31日（金）午後5時30分まで

提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認後受理します。受理後は原則的に修正できません。記載内容の不備等を防ぐためにも、質問（6 質問・提出方法参照）をしてください。

(2) 提出先

申請書類は、以下の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合、提出する時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時30分までとし、郵送の場合は、申請受付期間内必着とします。

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）

TEL：06-6615-6785

8 審査

(1) 審査方法

道路協力団体の指定を受けようとする法人等から提出された申請書類に基づき、4に掲げる申請資格の確認を行うとともに、下記（2）に掲げる審査基準に基づき活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行います。活動実績報告書及び活動実施計画書の審査の視点については、御堂

筋における道路協力団体指定要綱第6条（審査基準）第1項に基づく審査要領（別紙1）、御堂筋における道路協力団体指定要綱第6条（審査基準）第3項に基づく審査要領（別紙2）をご確認ください。

（2）審査基準

① 活動実績報告書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

なお、i）及びiii）の「数年間」は、原則として「おおむね5年間」とし、道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績が確認できる場合は、「2年間」とします。

i）継続性

道路協力団体として活動を行う道路の区間の全て又はその一部において、直近数年間にわたり継続して以下に掲げる活動を行っていること。

イ 道路管理に資する清掃・除草等の公的活動（法第48条の24第1号に掲げる業務と同様の活動と認められるもの）

ロ イに掲げる活動の実施が一部の区間に限られる場合は、その余の区間において法第48条の24第2号から第6号に掲げる業務と同様の活動

ii）協力性

i）の公的活動が、道路管理者等（道路整備特別措置法の規定により道路の維持、修繕等を行う者を含む。以下この項目及び下記②iii）において同じ。）から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他の道路管理者等との協力関係が認められる活動であること。

iii）活動姿勢

直近数年間において、道路管理又は他の民間団体等の道路管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

iv）公共性

道路協力団体として3（1）②に掲げる業務を行い収益を得たことがある場合には、その収益に見合う3（1）に掲げる業務を実施したと認められること。

② 活動実施計画書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

i）実効性

過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

ii）貢献度

3（1）①に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること。また、3（1）に掲げる業務については、活動実績と同様に継続して実施する見込みがあること。

iii）協調性

活動に当たって地域の関係者（関係道路管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること

※「道路協力団体申請同意書」（様式－同意書）により審査します。

iv）公共性

3（1）②に掲げる活動を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う3（1）に掲げる業務を実施する見込みがあると認められること。

9 結果の通知

- (1) 道路協力団体として指定する法人等に対して、道路協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地等を公示します。
- (2) 上記道路協力団体指定証には、法人等の名称、3(1)に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの、当該業務を行う区間(以下「業務実施区間」という。)、道路協力団体に指定する期間(以下「指定期間」という。)、指定番号を記載します。
- (3) 道路協力団体の指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10 指定後の留意事項

- (1) 道路協力団体として指定された団体は、活動実施計画に基づき、道路協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 道路協力団体の業務として道路の占有をしようとする場合において他者と競合する場合には、調整への協力をお願いします。
- (3) 道路協力団体が3(1)に掲げる業務として行う行為に対して、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、承認又は許可があったものとみなすこととする特例の対象となる行為は、以下のとおりです。

なお、当該特例の対象となる行為は、道路協力団体が活動実施計画書に記載した業務において行うものに限りです。

また、当該特例に係る協議は、道路協力団体の指定とは別途に必要であり、活動実施計画書の内容と協議の結果が異なる可能性があります。

① 道路に関する工事若しくは道路の維持

特例の対象となる行為は、花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持です。

② 道路の占有

特例の対象となる行為は、次に掲げるものに係る道路の占有です。

(ア) 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの

(イ) 3(1)②に掲げる工作物、物件若しくは施設

(ウ) 看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのもの

※ 3(1)②ii)からvii)までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占有が特例の対象となるためには、3(1)①に掲げる業務(道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。)を行うことが必要です。

※ 当該特例による協議においては、無余地性の基準を適用しないこと以外は、従来の道路の占有の許可基準に適合するものであることが必要です。

- (4) 道路協力団体は、業務実施区間において別の団体が業務を行う場合、その団体とも協調、連携して業務を行ってください。

- (5) 道路協力団体は、道路管理者等の求めに応じ、法第 28 条の 2 に基づく関係する道路管理者が構成する協議会に参画することができます。
- (6) 道路協力団体は、指定期間の終了後継続して再度の指定を希望する場合には、指定期間が終了する日の 3 ヶ月前までに、道路管理者に対して、次期の活動実施計画書を提出してください。(様式一計画)
- (7) 道路協力団体は、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに道路管理者に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
道路協力団体に指定された後、業務実施区間外で新たに 2 年間継続して活動した区間については、活動実施区間に追加することができます。
なお、変更の内容について、8 (2) ②に準じた確認を行い、必要に応じて変更を求めることがあります。
- (8) 道路協力団体は、年 1 回及び道路管理者の求めがある場合にはその都度、活動状況について報告を行ってください。
その際には、活動実施計画書に記載した内容について、前回の報告以降の活動実績を記載してください。
- (9) 道路管理者は、道路協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画について改善すべきことを命じることがあります。
また、道路協力団体が、その業務を適正かつ確実に実施していないことが認められる場合には、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じること(以下「改善措置命令」という。)があります。
これらを命じられた道路協力団体は、改善のため必要な措置を速やかに講じてください。
- (10) 道路協力団体の代表者が変更となった場合又は道路協力団体が解散をした場合には、速やかに道路管理者に対して報告してください。
- (11) 道路協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を道路管理者に届け出てください。
道路管理者は、届出に係る事項を公示します。

11 指定の取消し

道路協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消します。

- ① 道路協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ② 道路協力団体の指定を受けた後に「4 申請資格」のいずれかを満たさなくなった場合。
- ③ 道路管理者が道路協力団体に対して行う改善措置命令に違反した場合。
- ④ 道路協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

道路管理者は、上記により指定を取り消した時は、その旨を公示します。

12 その他

- ・ 指定の申請にあたり提出する書類、及び活動状況の報告、活動実施計画等の変更時に提出する書類の様式は、「道路協力団体指定申請書」(様式第 1 号)を含め、指定された様式を使用してください。

- また、各様式に記載する内容を説明・証明する書類が必要であれば、それらも添付してください。
- ・活動にあたり必要な資機材、資料等について、支給、貸与する場合があります。
 - ・活動中の事故等万が一の時に備えるため、保険に加入するようお願いいたします。なお、収益活動ではボランティア活動を対象とした保険の対象外となる可能性がありますので、注意してください。

13 問い合わせ先

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階

TEL：06-6615-6785

Eメール：la0198@city.osaka.lg.jp

■御堂筋における道路協力団体指定要綱第 6 条（審査基準）第 1 項に基づく審査要領

- ・御堂筋における道路協力団体指定要綱第 4 条第 1 項第 2 号の活動実績報告書の内容を確認し、「一の（1）」①から⑤までのいずれか、「一の（2）」、「二」①から④までのいずれか及び「三」、「四」いずれにも該当する場合のみ審査基準を満たすものとする。
- ・なお、第 4 第 6 項及び第 7 項の規定により聴取した意見等を踏まえて審査を行うものとする。
- ・道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績が確認できる場合は、一及び三の「5 年間」は、「2 年間」に読み替えることとする。

項目	確認内容	確認方法
一 継続性	道路協力団体として活動を行う道路の区間において、直近おおむね 5 年間にわたる継続的な道路の管理に資する清掃・除草等の公的活動（法第 48 条の 24 第 1 号に掲げる業務と同様の活動と認められるもの）を行っていること。 また、これに該当しない区間において、直近数年間にわたり継続的に法 48 条の 24 第 2 号から第 5 号に掲げる業務と同様の活動を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請法人等が作成した活動実績報告書により確認（③～⑤については、実施していることが客観的に確認できる資料を求める。） ・①の実績が全くない場合や、区間の一部でも①～⑤のいずれにも該当しない場合は、審査基準を満たさない。
	<p>(1) 活動実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 道路の清掃、植栽の管理、除雪作業等「道路に関する工事又は道路の維持」 ② オープンカフェの設置等「安全かつ円滑な道路の交通の確保または道路の通行者もしくは利用者の利便の増進に資する業務」 ③ 不法占用物件に関する情報収集・提供等「道路の管理に関する情報又は資料を収集、提供」 ④ 道路空間における利用者ニーズの調査等「道路の管理に関する調査研究」 ⑤ 道路の適切な利用に関する講習等「道路の管理に関する知識の普及及び啓発」 	
	直近おおむね 5 年間にわたり、毎年の活動実績（ただし、不定期で開催頻度の少ないイベントは除く。）がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請法人等が作成している活動実績報告書により確認。 ・継続性が認められない場合には、審査基準を満たさない。
二 協力性	前号の公的活動が、道路管理者等から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他の道路管理者等との協力関係が認められる活動であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者等後援の道路清掃、不法占用に関する情報収集・提供、等道路空間における利用者ニーズの調査、委員会等に共催・後援・委員等に参加していることが分かる資料（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等）等（写し）の活動実績報告書への添付により確認。 ・①～④のいずれにも該当しない場合は、審査基準を満たさない。
	① 当該実績が、道路管理者が行う活動との共催または後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある	
	② 当該実績に道路管理者との協働の企画あるいは活動が複数回ある。	
	③ 当該実績に関して、道路管理者から協力に関する表彰実績がある。	
	④ 上記①②③に準じた道路管理者が認める活動実績がある。	
三 活動姿勢	直近おおむね 5 年間にわたり、道路管理若しくは他の民間団体等の道路管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該法人等が道路管理や他の民間団体等の道路管理に資する活動に対して、支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていることが確認できた場合には、審査基準を満たさない。
	当該法人等が道路管理や他の民間団体等の道路管理に資する活動に対して、支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていることが確認できた場合には、審査基準を満たさない。	
四 公共性	道路協力団体として法第 48 条の 24 第 2 号に掲げる業務を行い、それによる収益を得たことがある場合には、その収益に見合う法第 48 条の 24 各号に掲げる業務を実施したと認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路協力団体として*、収益事業（オープンカフェ等）を行い、それによる収益を得たことがある場合には、その収益に見合う、法第 48 条の 24 各号に掲げる業務（道路管理者に協力して行う道路に関する工事又は道路の維持）を実施したと認められること。 ・上記が認められない場合は、審査基準を満たさない。 ※「道路協力団体として」であり、団体として初回の申請には適用しない。
	道路協力団体として*、収益事業（オープンカフェ等）を行い、それによる収益を得たことがある場合には、その収益に見合う、法第 48 条の 24 各号に掲げる業務（道路管理者に協力して行う道路に関する工事又は道路の維持）を実施したと認められること。 上記が認められない場合は、審査基準を満たさない。 ※「道路協力団体として」であり、団体として初回の申請には適用しない。	

■御堂筋における道路協力団体指定要綱第6条（審査基準）第3項に基づく審査要領

- ・御堂筋における道路協力団体指定要綱第4条第1項第3号の活動実施計画書の内容を確認のうえ、下記の「審査1」及び「審査2」について審査を行うものとする。

【審査1】

以下の項目が認められない場合は審査基準を満たさないものとする。

項目	確認内容	確認方法
貢献度	① 法第48条の24第1号に掲げる業務を実績と同様に継続して実施する見込みがあると認められること	左記が認められない場合は審査基準を満たさないものとする。
公共性※	① 法第48条の24第2号に掲げる業務を行い、それによる収益を得ようとする場合には、その収益に見合う法第48条の24各号に掲げる業務（道路管理者に協力して行う道路に関する工事又は道路の維持）を実施する見込みがあると認められること。	

※「公共性」については、法第48条の24第2号に掲げる業務を行い、それによる収益を得ようとする場合のみ審査の対象とする。

【審査2】

各項目の合計点が6割以上の場合に審査基準を満たすものとする。

項目	確認内容	確認方法
実効性 (配点割合：3割)	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。	各確認内容のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
	① 過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	
貢献度 (配点割合：4割)	② 過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	各確認内容のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
	法第48条の24各号に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること。	
	① 期待している具体的な活動内容及び活動区域を理解し、それを踏まえた活動方針、活動メニューがある。あるいは、期待している活動以外であっても著しく貢献度が高い活動方針、活動メニューがある。	
協調性 (配点割合：3割)	② 活動実施にあたって、道路管理者への協力姿勢があり、円滑な実施が見込まれる。	各確認内容のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
	活動に当たって地域の関係者（関係道路管理者、住民、市町村、他の民間団体等をいう。）との協調性が認められること。	
	① 活動実施にあたって、地域への配慮等があり、円滑な実施が見込まれる。特に、これまで1号業務を実施していない区間で2号業務を認める場合は、申請団体が当該区間の存する地域から認知されているか、または理解を得ている。	
	② 地域の関係者と連携した活動実施計画である。	